

かしの木会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人かしの木会が開設する、かしの木会居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)において行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態ある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、統合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、市長村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

第3条 事業所の所在地は、広島県安芸郡海田町堀川町2番23号 介護老人保健施設さくら6階とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員3名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日、8月14日から8月16日まで及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室等

(2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会の包括的自立支援プログラムを中心に各介護支援専門員が選択

(3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の談話室 山本整形外科談話室等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) 指定居宅介護サービス事業者、その他の者との連絡調整

(3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う、指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からその実費を徴収する。ただし自動車を使用した場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市安芸区、広島市南区、府中町、海田町、坂町、熊野町とする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、以下の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会（ICTを活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針を整備する。

(3)虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(5)虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 広島県介護支援専門員連絡協議会が開催する研修会

(2) 安芸区介護支援専門員・地域包括支援センター合同自主勉強会が開催する研修会

(3) 海田町・坂町地域包括支援センターが開催する研修会

(4) その他の研修会

従業者は、業務上知り得た秘密を保持する

この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人かしの木会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

平成17年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成20年5月19日一部改正

平成21年8月1日一部改正

平成23年2月1日一部改正

平成 29 年 3 月 1 日一部改正
平成 29 年 11 月 1 日一部改正
令和元年 5 月 1 日一部改正
令和 4 年 6 月 1 日一部改正